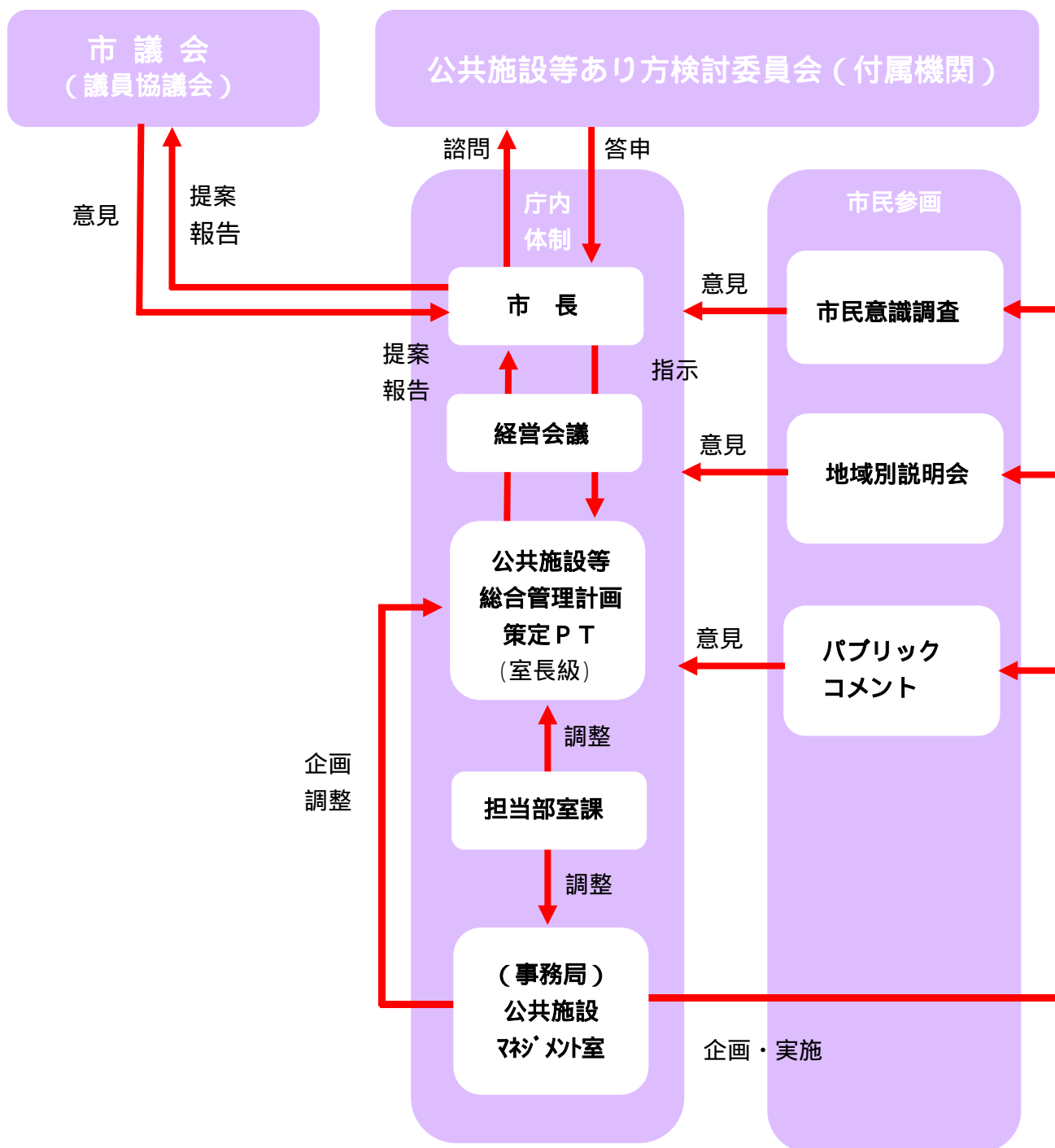


第 7 章 資料編

第7章 資料編

7-1 川西市公共施設等総合管理計画策定経過

(1) 策定体制図



(2) 策定経過

年度	時期	内容
平成 27 年度	6 月	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチームの設置 ●公共施設等あり方検討委員会の設置
	7 月	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等あり方検討委員会へ諮問
	8 月	<ul style="list-style-type: none"> ●市民意識調査の実施
	1 月	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等あり方検討委員会から答申
	2 月	<ul style="list-style-type: none"> ●計画案の検討開始
平成 28 年度	4 月～ 5 月	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内説明会の開催 ●地域別説明会の開催（おおむね小学校区ごとに 14 地域）
	7 月	<ul style="list-style-type: none"> ●計画案の策定 ●議員協議会の開催
	8 月	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの実施
	10 月	<ul style="list-style-type: none"> ●議員協議会の開催
	11 月	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等総合管理計画の確定・スタート

7-2 庁内体制

(1) 川西市公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム

川西市公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチームの設置等に関する規程

平成27年6月30日

川西市訓令第17号

改正 平成28年3月31日訓令第9号

(設置及び目的)

第1条 川西市公共施設等総合管理計画(以下「公共施設等総合管理計画」という。)を策定するに当たり、川西市プロジェクトチームの設置等に関する規則(昭和56年川西市規則第34号。以下「規則」という。)第1条の規定により、川西市公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、公共施設等総合管理計画に関する調査、研究及び調整を行うものとする。

(構成)

第3条 プロジェクトチームは、別表に定める者をもって構成する。

2 プロジェクトチームのリーダーは都市政策部長をもって充て、サブリーダーは都市政策部公共施設マネジメント室長をもって充てる。

3 リーダーは、必要に応じてプロジェクトチームに部会等を置くことができる。

(運営)

第4条 リーダーは、会議を招集し、会務を総理する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(協力)

第5条 リーダーは、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、別表に定める者以外の者に対し、会議への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(設置期間)

第6条 プロジェクトチームの設置期間は、この訓令の施行の日からその設置目的が達成されたと市長が認めるときまでとする。

(事務局)

第7条 プロジェクトチームの事務局は、公共施設マネジメント室に置く。

(補則)

第8条 規則及びこの規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

都市政策部長
都市政策部公共施設マネジメント室長
総合政策部行政経営室長
総務部総務室長
市民生活部生活活性室長
健康福祉部福祉推進室長
都市政策部都市政策室長
みどり土木部道路公園室長
美化環境部美化環境室長
こども未来部総務調整室長
こども未来部こども家庭室長
教育推進部まなび支援室長
上下水道局経営企画室長
市立川西病院経営企画部経営企画室長
消防本部次長

7-3 川西市公共施設等あり方検討委員会

(1) 川西市公共施設等あり方検討委員会規則

川西市公共施設等あり方検討委員会規則

平成27年6月30日

川西市規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市公共施設等あり方検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、川西市公共施設等総合管理計画策定に関する重要事項について調査審議する。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 事業者

(4) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

3 委員は、職務を遂行したと市長が認めるとき、又は前項各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、解職されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、専門的な事項の調査検討のため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 専門部会は、委員会の要請に応じ、専門的な事項の調査検討を行い、その結果を委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会及び専門部会の庶務は、公共施設マネジメント室において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(2) 川西市公共施設等あり方検討委員会委員名簿

【敬称略、50音順】

氏名		職業等	選出区分	備考
1	後藤 正順	川西市コミュニティ協議会連合会理事 緑台・陽明コミュニティ協議会会長	市民	
2	小西 砂千夫	関西学院大学人間福祉学部教授	学識経験者	委員長
3	水野 優子	武庫川女子大学生生活環境学部講師	学識経験者	
4	森 裕之	立命館大学政策科学部教授	学識経験者	副委員長
5	安枝 英俊	兵庫県立大学環境人間学部准教授	学識経験者	
6	米田 大造	株式会社池田泉州銀行リレーション推進部 地域創生室主任調査役	事業者	

(3) 川西市公共施設等あり方検討委員会審議経過

回	開催年月日	主な審議内容
1回	平成27年7月28日(火) 10時～市役所4階庁議室	諮問 市民意識調査票(案)
2回	平成27年9月28日(月) 18時～市役所4階庁議室	市民意識調査結果(概要版) 公共施設等の現状と更新費用等に係る試算等(暫定版)
3回	平成27年10月28日(水) 17時～市役所4階庁議室	市民意識調査結果(修正版) 公共施設等の更新費用等に係る試算等(修正版)
4回	平成27年11月24日(火) 19時～市役所4階庁議室	課題と方向性の整理(案) 基本方針(案)
5回	平成27年12月15日(火) 19時～市役所4階庁議室	課題と方向性の整理(修正案) 基本方針(修正案) 答申(案)
6回	平成28年1月26日(火) 17時～市役所4階庁議室	答申

(4) 諮問・答申

諮問

平成27年7月28日

川西市公共施設等あり方検討委員会
委員長 小西 砂千夫 様

川西市長 大塩 民生

川西市における今後の公共施設等のあり方について（諮問）

川西市公共施設等総合管理計画の策定にあたり、川西市公共施設等あり方検討委員会規則第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

答申

平成28年1月26日

川西市長 大塩 民生 様

川西市公共施設等あり方検討委員会
委員長 小西 砂千夫

川西市における今後の公共施設等のあり方について（答申）

川西市公共施設等あり方検討委員会規則第2条の規定に基づき、平成27年7月28日付で諮問のありました川西市における今後の公共施設等のあり方について、本委員会として慎重に検討を重ねた結果、別添報告書のとおり答申いたします。

（川西市における今後の公共施設等のあり方に関する検討報告書は省略）

7-4 市民参画

(1) 市民意識調査

目 的：建設から年数が経過し老朽化が進みつつある市内の公共施設について、今後の維持管理や更新等のあり方を検討するための調査。

調査期間：平成27年8月12日（水）～8月24日（月）

調査対象：市内に住む16歳以上の市民3,000人

回収結果：44.6%

(2) 地域別説明会

目 的：川西市公共施設等総合管理計画の概要説明と、今後における公共施設等の方向性の共有化を目的に、おおむね小学校区を単位として14地域で開催。

対 象：市内在住・在勤・在学・在活動者など

開 催 日：平成28年4月～平成28年5月の期間中に計14回開催（14地域×1回）

開催場所：各地域の自治会館やコミュニティ会館、公民館等

参加者数：延べ85人

(3) 意見提出手続（パブリックコメント）

目 的：市民等の行政活動への参画を促進するとともに、多様な意見・提案を計画へ反映することを目的に、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第9条に基づき実施。

対 象：市民等（利害関係者を含む）

募集期間：平成28年8月1日（月）～平成28年8月30日（火）

応募方法：郵送、ファックス、電子メール、市ホームページの応募フォームのいずれかで提出

応募者数：5人/21件

7-5 公共施設等マネジメントに関する取組方策の事例

(1) 取組方策の事例一覧

取組方策	他自治体での事例等
統合・複合化	小学校と公民館の複合施設 (静岡県焼津市)
ダウンサイジング (集約化・小規模化)	県営住宅の集約化 (徳島県)
多機能化	新川防災公園・多機能複合施設 (東京都三鷹市)
広域化	複数県にまたがる一帯の生活圏域での公共施設相互利用 (鳥根県松江市・安来市、鳥根県境港市・米子市等)
市民・地域等への移管	コミュニティセンターの地域移管 (大阪府豊中市)
民間移管・活用、PPP/PFI	提案型公共サービス民営化制度 (千葉県我孫子市)
転活用 (転用等による有効利用)	歴史文化財を活用したくつろぎ空間 (青森県弘前市)
長寿命化・長期使用	学校施設の長期使用に向けた取組 (大阪府堺市)
維持管理の効率化	公共インフラの不具合に関する共有システム (千葉県千葉市)
住民参画	モデル事業としての市民ワークショップ (鳥根県松江市)

(2) 取組方策の事例紹介

統合・複合化

小学校と公民館の複合施設 (静岡県焼津市)

・老朽化した小学校と公民館の複合化による建替え。



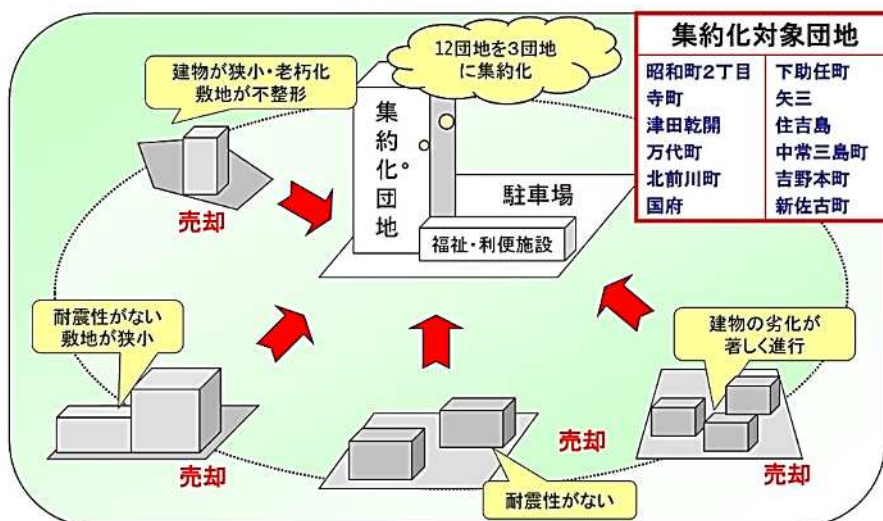
(出典: 焼津市ウェブサイト)

ダウンサイジング (集約化・小規模化)

県営住宅の集約化 (徳島県)

・老朽化が進み、耐震性にも課題を抱えた複数の団地(12団地)を3団地に集約化する事業をPFI方式により実施。

・居住世帯の小規模化(世帯人員の減少)に対応した形で、住戸規模(間取り)の比率を再編。集約団地内の余剰地にはサービス付き高齢者向け住宅などを誘致。



(出典: 国土交通省ウェブサイト)

多機能化

新川防災公園・多機能複合施設(東京都三鷹市)

・災害時における機能転換を想定した多機能・複合施設。



		平常時	機能転換	災害時
防災公園		憩い、レクリエーションの場		一時避難場所
スポーツセンター		アリーナ、武道場 トレーニング室、プールなど		支援物資のストックヤードなど
多機能複合施設	5階	防災センター 生涯学習センター		災害対策本部
	4階	生涯学習センター		災害対策本部(関係機関対応)
	3階	福祉センター		災害ボランティアセンター本部
	2階	保健センター		災害医療対策実施本部
	1階	子ども発達支援センター		福祉拠点(要援護者用避難所)

(出典:三鷹市ウェブサイト)

広域化

複数県にまたがる一帯の生活圏域での公共施設相互利用(鳥根県松江市・安来市、鳥取県境港市・米子市等)

・鳥取、鳥根両県にまたがる都市圏において広域連携組織(中海市長会)を設立し、共同での地域振興や圏域内の施設相互利用などを実施。

[松江市ホームページ](#) [暮らしのガイド](#)

[トップページ](#) > [暮らしのガイド](#) > [広域連携・交流](#) > [中海市長会](#) > 中海圏域における公共施設(体育施設・文化施設)の相互利用について

中海圏域における公共施設(体育施設・文化施設)の相互利用について

中海市長会(米子市・境港市・松江市・安来市)では、中海圏域の市民交流・連携の促進並びに圏域の一体感醸成を目的として、公共施設(体育施設並びに文化施設)の相互利用を進めています。

これは、対象施設の使用料・利用料金における市外の料金区分を撤廃することで、他市の施設を利用する際に、市民の方と同一の料金で利用することができるものです。

平成20年4月1日から対象となる施設は、下記のとおりです。

対象施設 36施設

- 境港市 6施設
(竜ヶ山球場、境港市市民会館、境港市民スポーツ広場、境港市民テニス場中央コート、境港市民温水プール、境港市文化ホール)
 - 松江市 21施設
(松江市八東保健福祉総合センター、松江市鹿島文化ホール、松江市宍道ふれあい交流館、鹿島御津地区体育館、鹿島片匂運動場、鳥根体育館、鳥根スポーツ広場、美保関体育館、玉湯野球場、玉湯体育館、八東体育館、八東テニスコート、八東総合運動場、宍道総合公園、宍道体育センター、宍道武道館、松江市鳥根総合公園、松江市美保関総合運動公園、空口公園、松江市八雲山村広場、松江市美保関海の学苑ふるさと創生館)
 - 安来市 9施設
(安来南体育館、伯太体育館、伯太運動広場、安来運動公園(野球場・庭球場・陸上競技場)、安来公園(安来市民体育館)、広瀬体育館、山佐運動広場及び東比田運動広場、安来球場及び安来西部球場、広瀬中央公園(野球場・総合体育館・庭球場・陸上競技場))
- ※米子市については、市外料金を設けている施設はありません。

(出典:松江市ウェブサイト)

市民・地域等への移管

地域住民の自主運営による交流施設(大阪府豊中市)

・ニュータウン近隣センターの一角において地域住民の交流拠点を地域住民が運営。

運営時間

月曜～土曜
午前11時～午後4時
※第4土曜日は定休日
※祝日、年末年始、お盆は休み
※午後4時以降は、地域活動のために場所を提供しています。

街角広場までの地図はこちらをご覧ください。



(出典: ひがしまち街角広場ウェブサイト)

民間移管・活用、PPP/PFI

提案型公共サービス民営化制度(千葉県我孫子市)

・民間からの提案による新たな公共サービスを募り、提案に基づき委託・民営化。

No.	事業名	担当課	提案概要	提案の特色	審査結果	提案者
1	ファミリーサポートセンター事業の推進・休日保育事業	保育課	ファミリーサポートセンター事業の運営、休日保育、ファミリーサポートセンターでは、18歳までの障害を持つ児童の預かり、育児相談、子ども生活相談事業、病児・病後児の預かりを実施	○	現在、我孫子市が実施していない病児・病後児の預かり、障がいを持った児童の預かりに対象者を拡大することは市民の利益につながる。	ワークスコープあびこ (共同提案団体特定非営利活動法人ワークスコープ)
2	我孫子市が管理する37施設の包括管理・ファシリティマネジメント	社会福祉課他	市所有の37施設の包括管理、中短期修繕計画・修繕必要度ランク化、経費削減	○	定期点検等の包括管理、巡回サービス、施設管理運営のサポート、管理情報の共有など管理施設を統括したほうが、トータルコストの削減や市民サービスの向上につながる。	大成サービスグループ
3	市民活動サポート委員会の共同運営、市民活動ステーションの管理	市民活動支援課	利用可能団体を連携、文化活動、ボランティア団体に拡大、市民活動の相談に応じられる体制を作る。	—	管理、運営や市民活動への指導などは、的確であるものの、内容に具体性がなく、相談への対応をはじめ、能力、実現性が確認できない	NPO法人
4	あびこ市民活動ステーションを拠点とした包括的支援	市民活動支援課	市民活動フェアINあびこ、地域活動インターンシッププログラム、子どもNPOボランティア体験、市民活動サポート委員会の共同運営、市民活動ステーションの管理の事業を包括的に運営・運用する。第三者評価委員会の設置	—	包括的な運営、運用をするという提案は独自性が有るものの、有給スタッフや無給スタッフが現在中、マネジメントのノウハウを持つ人材の確保、事業の継続性を念め、この予算で確実に実行できるかという実現性に不安がある。	団体
5	男女共同参画情報誌の発行	市民活動支援課	男女共同参画の啓発、意識改革という目的を達成するため、企画・取材・編集のコンテンツ制作から担当し、行政情報誌とは違う啓発誌を作成	○	従来の行政の発想にない市民の観点、市民目線、提案者自身の人脈など、独自性がある。市の男女共同参画の主旨の継承、拡大につながる提案。	有限会社マエダ印刷
6	市民活動サポート委員会の共同運営	市民活動支援課	法人の専門性と経験を生かし、成長意欲のあるNPO法人へと基盤強化し、さらなる自主事業の創出を目指す。	—	提案者が持つ手法、団体能力に問題はないが、提案内容の範囲が狭く、幅広い市民の利益につながらない。	NPO法人

(出典: 我孫子市ウェブサイト)

転活用（転用等による有効利用）

歴史文化財を活用したくつろぎ空間(青森県弘前市)

- ・国登録有形文化財『旧第八師団長官舎』の内装をカフェ(スターバックス)にリニューアルし、「使う(くつろぐ)」施設として活用。



(出典:弘前市ウェブサイト)

長寿命化・長期使用

学校施設の長期使用に向けた取組(大阪府堺市)

- ・校舎のリニューアルに向け、構造体の物理的調査などにより、健全度を確認。

【外観・内観調査】

【内容】目視による、屋上防水・外壁面・床面等のひび割れ箇所・塗装のはがれ箇所・配線配管の劣化状況等の確認

- ・外壁：塗装の劣化が目立ち、サッシ際の部分にはひび割れが認められた。
- ・内部：内壁面仕上モルタルのひび割れ、床仕上げのひび割れ箇所も確認。
- ・屋上：定期的に屋上防水改修を行っており、著しい劣化は見受けられない。



■ 北東側外壁：塗装はく離状況

【構造調査】

【内容】躯体の現況を把握するための調査を行いコンクリート圧縮強度、中性化深さ等について確認

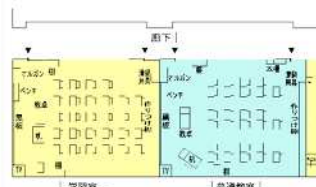
- ・コンクリート圧縮強度：圧縮強度試験を行い、健全性が認められた。
- ・中性化深さ：中性化の進行状況を確認し、鉄筋の腐食はほぼ認められなかった。



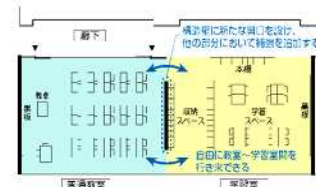
■ 床仕上げひび割れ状況

堺市として、長寿命化対策における基本的な考え方として3つの柱を設ける。

- 創造的改修** 新たな学習空間の創出や学習環境の向上に繋げる改修
- 劣化改修** 劣化した躯体や設備を改善するための改修
- 機能的改修** これから求められる機能を充足するための改修



■ 現在の利用状況



■ 改修後イメージ

(出典:文部科学省ウェブサイト)

維持管理の効率化

公共インフラの不具合に関する共有システム(千葉県千葉市)

- 市内で発生している公共インフラの不具合(地域の課題)を市民がレポートする仕組み。

(出典:千葉市ウェブサイト)

住民参画

モデル事業としての市民ワークショップ(島根県松江市)

- 施設白書、基本方針の策定後にモデル事業として地域でのワークショップを実施。

<テーマ>マリンゲートの有効活用等による新たな地域コミュニティ拠点のあり方検討

第1回 平成26年11月22日

第2回 平成26年12月20日

<概要>

- 住民参加者 8名
- 島根地区の現状と必要な機能、マリンゲートしほの改善イメージと街づくりの方向性 という2テーマをグループディスカッション

<主な議論>

<島根地区の現状と必要な機能>

- コミュニティ力が極めて強い地区
- 3地区の違いを意識しつつ、街全体を経営する発想が必要
- 生活利便機能(例:小売、ATM等)が不足
- 地区内の公共施設を活かしきれていないのでは

<マリンゲートしほの改善イメージと街づくりの方向性>

- いつも誰かがいる施設にしていきたい
- 公共施設が集積する加賀地区との棲み分けが必要
- 民間機能の導入(例:小売・飲食・ATMや郵便局・文化機能・生活支援サービス・地域の総合案内窓口)に適した立地
- 歴史民俗資料館やギャラリー機能の移転集約化も可能では
- 交通体系の整備と一体で検討する必要あり

<概要>

- 住民参加者 6名
- 島根地区にある公共施設の優先順位付け(施設総量4割削減を求められた場合を想定したシミュレーション)、マリンゲートしほの活用イメージ検討 という2テーマをグループディスカッション

<主な議論>

<島根地区にある公共施設の優先順位付け>

- 小中学校、図書館、子育て支援、医療機能の優先度は高い
- 例えば支所や民俗資料館は他施設への統合を検討可能か
- 民間譲渡や地域移管の可能性を探ることができる施設もある
- 余剰床の有効活用策の検討が必要

<マリンゲートしほの活用イメージ検討>

- 商業(スーパー、コンビニ、自販機)、生活支援(ATM、郵便局、住民票交付、地域の総合案内)、飲食(カフェ等)、他施設の機能統合(老人福祉)といった提案がなされた
- 他方、当施設に多額の改修費をかけることは疑義あり
- バス停の移設が必要(施設正面に)
- 地域住民での対応が可能な機能、民間事業者の誘致が必要となる機能に分けられる

<今後の取組方針>

- 公共施設再配置方針の議論を通じ、島根地区の公共施設再編の方針とマリンゲートしほ活用のプランを検討

(出典:松江市ウェブサイト)